

新型コロナウイルス感染防止安全対策

※次亜塩素酸水はグループ内にある生成器で当日作成した物を使用しています。

1. 次亜塩素酸水の加湿器を子供達の待機する全ての場所、更衣室・玄関・ホール・サウナ前に設置し、営業終了後から翌日の営業開始までの間、除菌をしています。営業中の噴霧は致しません。



受付には飛沫防止ガードを取付けています。



玄関には、アルコール消毒を設置しています。



指導前の待機はマスクをつけ、間隔を開けて、私語禁止で待機します。

2. 密にならないように、待機中の立ち位置を指定して、自由に飛び回らないように指導いたします。



指導の際コーチは、飛沫防止のためプール用マスクを付けます。

3. プールサイドには大型換気扇を5台、ホール・各更衣室にも換気扇を設置しており 1時間に約7回すべての空気が入替わります。



プールサイドには大型換気扇を5台設置。
玄関から各更衣室を通りプールサイドにて換気しています。
1時間で約7回、空気が入替ります。

4. プール水は遊離残留塩素濃度（次亜塩素酸ナトリウム）を随時 1.0ppm にしております。
(基準値の 0.4~1.0ppm 以内でウイルス種が不活性化できている事が、確認されています)
5. スタッフは各自出勤前に検温。発熱、倦怠感、咳などがある場合は、責任者に報告し自宅待機します。
6. スタッフは出勤後、体調を責任者に報告、発熱、倦怠感、咳がひどい場合の時は責任者の指示に従う。
7. スタッフは出勤後、手洗い及びアルコール消毒します。
8. コーチは指導前の手洗い及びアルコール消毒します。
9. 事務員は各時限終了後、手洗い及びアルコール消毒します。
10. 共有場所のトイレ・更衣室のドアや手すりなどみなさんが触れる場所を毎時、指導前に消毒します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため会員・保護者へのお願い

1. 会員及びご家族の方が、発熱・倦怠感・咳など体調が悪い場合はご利用を遠慮ください。
(振替をご利用ください)
2. 指導を受ける方のみ、館内へお入りください。入館者は全員必ず手指をアルコール消毒して頂きます。
3. 保護者の方は、館内への立ち入りをご遠慮いただきます。
送迎の際は、玄関外までとさせていただきます。(事務室にご用事の際は受付前まで可能です)
ただし、保護者でなければ、着替えができない場合(幼児)はホールまで立ち入りが可能です。(着替えが終わりましたら、お子様をスタッフに預け、速やかに退館してください)
※ホールで着替えをする、幼児は当スクールスタッフが着替えの手伝いをいたします。
4. **お越しの際は必ずマスクを着用ください。**
着替えた後もマスクを着用していただきプールサイドへ移動する直前に外し、更衣室へ置いていきます。
5. バスをご利用の際は乗車時にアルコール消毒をしていただき、必ずマスクを着用し、
離れてお座りください。(乗車の際、運転手より指示いたします)
換気の観点から、常に適度窓を開けて走行することをご了承ください。
通常バスをご利用の方で、乗車しない場合は必ずご連絡をください。
乗車人数は少ない場合でも、当面ハイエースではなくイエローバスを使用します。



バス内は隣に座らない様に間隔を開けて乗車して頂きます。

6. 指導後、当分の間混み合うサウナは使用しません。
室温が高く換気の良いプールサイドで体を拭くようにします。
7. 更衣室に滞在する時間を短くするため、水着を洋服の下に着て来てください。
指導後の更衣室の人数制限を行うため、指導を少し早めに終了します。
人数制限をシバス利用者を優先して、順番に少人数で着替えをするようにします。



更衣室ロッカーは間隔を開けて使用して頂きます。

8. 着替えが終わり、指導までの待機場所は女子→サウナ前、男子→ホールといたします。
待機の際、間隔を開けて座るようにします。
9. 水着、タオル、キャップ、ゴーグル等の貸し出しは当分の間中止させて頂きます。
10. ご兄弟で練習している場合は、泳いでいないお子様は館内に残らないようにしてください。

プールの感染症予防対策(保健所の指導)

1. 国の衛生基準に基づき、室内換気、プール水の循環を確保し、そして水質検査を常時行うようにしています。
さらに日頃から保健所の厳しいチェックと指導の下にあります。
2. 室内換気では、人の呼気に含まれる二酸化炭素、その室内の含有率を0.1%以下に維持できるように常に大型換気扇により換気を行っております。
3. プール水の循環では、1時間あたり6分の1のプール水が循環していて、消毒などの処理をするようにしています。遊離残留塩素濃度を通常は0.4~1.0ppmにしており十分に滅菌はできていますが、当面は1.0ppmに設定します。(基準値0.4~1.0ppm以内)
4. 保健所によるチェックとして、月1回採水を検水として保健所に持参、あるいは専門業者による検査にかけます。年1回の立ち入り検査では自主検査表や設備状態を検査しています。
5. 採水検査では、遊離残留塩素濃度をはじめ、大腸菌や一般細菌の有無が専門機関で調べています。
また自主検査では始業から終業まで1時間ごとに水温、気温、湿度、残留塩素濃度、pHなどが検査し、検査票に細かく記載しています。プール水循環や換気にかかる設備稼働状況も確認しております。